

# シリーズ国保12 国民健康保険税の税率

地方税法施行令の改正に伴い、平成23年度の国民健康保険税(国保税)の課税限度額が、次のとおり引き上げになりました。

## 課税限度額の引き上げ

世帯にかかる年間の国保税の最高限度額は、法令で定められています。

今年度は、医療保険分を50万円から51万円、後期高齢者支援金分を13万円から14万円、介護保険分を10万円から12万円に引き上げ、合計73万円

表① 国民健康保険税課税限度額

区分	22年度	23年度
医療保険分	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	14万円
介護保険分	10万円	12万円
合 計	73万円	77万円

(表①)

から77万円に改定されました。

## 税率は変更なし

課税限度額は改定されましたが、所得割や均等割、平等割の税率に変更はありません。税率は表②のとおりです。なお、具体的な計算方法などは次号(5月1日号)で

表② 平成23年度国民健康保険税の税率

区分	税率	
	所得割	7.70%
医療保険分	均等割	23,000円
	平等割	20,100円
	所得割	2.00%
後期高齢者支援金分	均等割	5,400円
	平等割	5,400円
	所得割	1.55%
介護保険分 (40歳~64歳の加入者)	均等割	8,400円

※表中の均等割は、1人当たりの金額です。また、平等割は、1世帯当たりの金額となります。

お知らせします。

## 厳しい財政状況

加入者の高齢化や医療技術の高度化などで医療費が年々増加し、国保の財政は厳しい状況です。財政状況が悪化するなどは、国保税の引き上げを検討しなければなりません。日々から健康の維持・増進を心がけ、ジェネリック医薬品の活用など、ご協力をお願いします。

よくある問い合わせ

Q 退職したので国民健康保険に加入しようと思うのですが、国保税はいくらぐらいですか。

A 国保税は、加入者の前年中の所得金額や加入者数によって異なります。平成23年度の国保税の仮計算をご希望の場合は、前年中の所得金額が分かるもの(源泉

そこで、40歳になる人と60歳の人に受診無料クーポン券を発行します。

対象者への受診無料クーポン券の送付は、5月中旬の予定。健康づくりに活用してください。

平成23年度 特定健康診査  
総合(集団)健診での「特定健康診査」の申し込みが可能ですが、対象となる「40歳から74歳の糸島市国民健康保険加入者」は、ぜひお申し込みください。

昨年度の「特定健康診査」在、特定健康診査の受診者数は約4189人、受診率は約23%。糸島市の受診率目標は45%でしたが、伸び悩んでいます。

お申込みください。

60歳対象者 昭和46年4月1日から昭和47年3月31日までに生まれた人

40歳対象者 昭和25年4月1日から昭和26年3月31日までに生まれた人

60歳対象者 昭和25年4月1日から昭和26年3月31日までに生まれた人